

平成 25 年度第 1 回自動車整備技能登録試験受験案内

(一社) 佐賀県自動車整備振興会

I 実施種目：2 級ガソリン自動車、2 級ジーゼル自動車※、2 級二輪自動車、3 級自動車シャシ、3 級自動車ガソリン・エンジン※、3 級自動車ジーゼル・エンジン、自動車車体、以上の学科試験、※は実技試験も実施

II 試験の期日及び場所：

(1) 期日：【学科】平成 25 年 10 月 6 日（日）（時間等は 8 月下旬案内葉書にて通知します。）
【実技】平成 26 年 1 月 19 日（日）

(2) 場所：【学科】(一社) 佐賀県自動車整備振興会（佐賀市若楠 2 丁目 10 番 10 号）
【実技】(一社) 福岡県自動車整備振興会（福岡市東区箱崎ふ頭 6 丁目 7-16）※
※実技試験実施地は、受験者数により変更することがあります。

III 受験申請受付日時： 全国一斉のため期間厳守

(1) 期間：平成 25 年 8 月 5 日（月）～8 月 9 日（金）

(2) 時間：8 時 30 分～12 時及び 13 時～17 時（申請は代理人でも可であるが、郵送等は不可）

※最終日とその前日は大変混雑します。書類・写真等の不備があれば受付出来ませんので早めの確認と提出をお願い致します。

IV 受験申請手続き：

(1) 受験申請に必要な物

- ① 受験申請書 1 通（受付 2 週間前から振興会にて無料で配布します。）
- ② 印鑑
- ③ 写真 1 枚（6 ヶ月以内、脱帽、上半身、縦 6 cm×横 4.5 cm）定形外の写真では受験できません。
- ④ 葉書 2 枚（各自で購入して通知先の住所、氏名を記入して受付時に提出してください。）
- ⑤ その他受験資格を証明する書類（就業証明書、学校等の卒業証書、3 級整備士の技能検定合格証書など）

※例 1：3 級整備士を受験する者で、1 年以上の実務経験は無いが、高校の機械科卒業生で 6 ヶ月以上の経験年数のある者は、高校の卒業証書を提示し、6 ヶ月以上の就業証明書を提出する。

※例 2：2 級整備士を受験する者で、3 級合格後 3 年以上の実務経験は無いが、高校の機械科卒業生で 2 年以上の経験年数のある者は、3 級整備士の検定試験合格証書（大臣の署名がある）及び高校の卒業証書を提示し、2 年以上の就業証明書を提出する。

(2) 試験申請料（現金）： 学科： 4,200 円
実技： 12,000 円

(3) 申請料の納付方法：学科・実技試験のみの方は受験申請時に、学科試験と実技試験を続けて受験する場合、学科試験合格後に実技試験の申請料を納付下さい。【平成 25 年 10 月 28 日～11 月 1 日】

※受験申請受付後は、いかなる理由があろうと申請料は返却出来ません。

(4) 受験申請先：(一社) 佐賀県自動車整備振興会

※受験票は試験当日受付にて本人確認の上渡しますので、後日通知する案内葉書を持参して下さい。

V 合格発表：【筆記】平成 25 年 10 月 22 日（火）予定

【実技】平成 26 年 2 月 4 日（火）予定

※本人へ葉書の通知、振興会窓口掲示、HP 掲載で行います。

詳細等不明な点は (一社) 佐賀県自動車整備振興会教育課 (Tel.0952-30-8181) 迄お問い合わせ下さい。

受験資格

下記以外の受験資格については登録試験事務規程に準ずる

● 3 級

試験日の前日（平成25年10月5日）において、自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴等による区分(卒業又は修了者)及び資格区分		自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴等に該当しない者	1年以上
大学、高校、専修(各種)学校	機械に関する学科	6ヶ月以上
大学、高専、高校 一種養成施設	自動車に関する学科 2・3級課程	実務経験不要
自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の資格取得者		3級自動車シャシ受験者は実務経験不要
自動車電気装置整備士の資格取得者		3級自動車 ガソリンエンジン 3級自動車 ジーゼルエンジン 受験者は、実務経験不要

実技試験：次のいずれかの3級自動車ガソリンエンジン学科試験の合格者

平成23年10月、平成24年3月・10月、平成25年3月・10月実施の登録学科試験

● 2 級

試験日の前日（平成25年10月5日）において、3級自動車整備士資格取得後の自動車の整備に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		3級自動車整備士資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴等に該当しない者	3年以上 (平成22年9月以前3級資格取得者)
高校、専修(各種)学校 一種養成施設	機械に関する学科 3級課程	2年以上 (平成23年9月以前3級資格取得者)
大学、高専	機械に関する学科	1年6ヶ月以上 (平成24年3月以前3級資格取得者)
一種養成施設、認定大学 職業能力開発総合大学校	2級課程 産業機械工学科	3級資格及び実務経験不要

実技試験：次のいずれかの2級ジーゼル自動車学科試験の合格者

平成23年10月、平成24年3月・10月、平成25年3月・10月実施の登録学科試験

● 自動車車体

試験日の前日（平成25年10月5日）において、自動車車体の整備作業に関する実務経験が下記に該当すること。

学歴等による区分(卒業又は修了者)		自動車車体の整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴等に該当しない者	2年以上
大学、高専	機械に関する学科	1年6ヵ月以上
一種養成施設、認定大学 職業能力開発総合大学校	2級課程 産業機械工学科	1年以上
一種養成施設、認定大学	車体課程	実務経験不要

就業証明書

氏 名

大

生年月日 昭 年 月 日

上記に者は、下記の期間、当事業場に於いて自動車に関する

〔整備〕作業の実務に従事して〔いる〕ことを証明します。
〔点検〕

(どちらかを消すこと)

(どちらかを消すこと)

1.

期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月
職 名		
作 業 内 容		
事業場名称	認証番号	

2. 施 設 有 ・ 無

3. 機械・計器 有 ・ 無

平成 年 月 日

事業者名
又は名称

印

住 所

注1 施設とは屋内作業場、洗車施設、検車施設（ピット・リフト・カーリフター）等を有すること。

注2 機械・計器とは空気圧縮機、シックネスゲージ、タイヤ・ゲージ、比重計、給油脂装置等を有すること。

注3 上記事実と虚偽があった場合は場合は取消処分を受けます。

注4 当証明書は事業者が記入すること。

捨 印